

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和5年  
2月17日  
(金曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
  - 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課).....一
  - 救急病院の認定(医療政策課).....二
  - 解除予定保安林(山口市)に関する告示の変更(森林整備課).....二
  - 保安林予定森林(萩市)(森林整備課).....二
  - 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工  
事(都市計画課).....三
- 公告
  - 土地改良区の役員の届出(農村整備課).....三
  - 林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課).....四
  - 山陽小野田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....四
  - 山陽小野田都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....四
- 教委公告
  - 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始.....四
- 選管告示
  - 政治団体の名称等.....六
  - 政治団体の異動事項.....六
  - 解散等に係る政治団体の名称等.....七
  - 資金管理団体の名称等.....七
  - 資金管理団体の異動事項.....七
  - 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称  
等.....七
- 雑報
  - 県報の正誤(令和四年十一月一日山口県告示第三百三十七号).....七



### 山口県告示第五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
とくち診療所		山口市徳地堀一七二四	令和四、一一、三〇
周南ニュークリニク		周南市大字徳山五五二九	〃 八、九
松永歯科医院		山陽小野田市北竜王町一の二四	令和二、一一、三〇
フタミ薬局五月店		周南市五月町九の一〇	令和四、〃 六
えもと薬局		熊毛郡田布施町中央南二三の五	〃 九、三〇
ポラスケア訪問看護ステーション		山口市湯田温泉一丁目一番七号	〃 〃 〃

### 山口県告示第五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
周南ニュークリニク		周南市大字徳山五五二九	令和四、八、九
フタミ薬局五月店		〃 五月町九の一〇	〃 一一、七

### 山口県告示第五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名 住居 術者 所 指定年月日

森末 大地 山口市七尾台六の二五 令和四、八、一二

山口県告示第五十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名称 所在 地 認定が効力を有する期限

萩市民病院 萩市大字椿三四六〇の三 令和八、三、五

山口県厚生農業協同組合連合会周東総合病院 柳井市古開作一〇〇〇の一 一、三一

山口県告示第五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から解除予定保安林(山口市)に関する告示(令和三年山口県告示第八号)に係る通知を次のとおり変更する旨の通知があった。

令和五年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除予定保安林の所在場所

山口市鑄銭司字梅ノ木一二二二〇の一(次の図に示す部分に限る。)、一二二二〇の二、一二二二〇の三、一二二二〇の四、一二三六一の一、一二三六一の二、一二三六一の一六・字梅ノ木原一二二二七・一二二二八の一、一二二二八の三、一二二二八の七(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び山口市農林水産部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和五年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市川上字ステンケ浴一八二七、一八三二の一、一八三二、一八三三、一八三五の二、一八三六、一八三七、一四二五八、字ゴウラ一八三八、一八四一の一、一八四一の二、一八四二から一八四七まで、一八四九から一八五二まで、一八五六、一八六二から一八六五まで、一四二五九から一四二六二まで、一四二六六、一四二六七、一四二六九、一四二七〇、字入道ケ浴一八六七、一〇六〇七、一〇六一一、一〇六一二、一〇六一五から一〇六一七まで、一〇六一九、一〇六二〇、一〇六二二から一〇六二五まで、一四二七一、一四二七三、一四二七四、字石神一八六九、一八七一、一八七九、一八八一の二から一八八一の三まで、一八八八から一八九一まで、一〇六二六、一〇六二七、一〇六二九、一四二七五から一四二七八まで、字佐古田一八九五、一八九六、一九〇三、一九〇四、一九一九、一九二二の一、一九二二、一九二三、一五二六三、字横坂一九三二、一九三三、一九四五、一九五二、一九八一、一九九二、一九九三、一〇五九四、一〇五九六、一〇六三五、一〇六五二から一〇六五六まで、一四〇五七、一四二八一、字行畑一〇五七八、一〇五七九、一〇六四六、一〇六四七、字米山一〇五八〇、一〇五八一、字この、口一〇五八二、一〇五八八、一〇五八九、字小野一〇五八三から一〇五八五まで、字をの口一〇五八六、一〇五八七、字赤滝一〇五九〇から一〇五九二まで、字志がつか字一〇五九三、字こうら一〇五九七、一〇六〇一から一〇六〇三まで、字阿武原一〇六〇五の一、一〇六〇五の二、一〇六〇六、一〇六〇九、一〇六一〇、字ふきケ迫一〇六三〇から一〇六三二まで、一〇六三四、字屋敷之後一〇六三六、字古屋敷ノ上一〇六三七、字佐古田ノ浴一〇六三八の一、一〇六三八の二、字須天ケ浴一〇六四八、一〇六四八の一、一〇六四九、字木床一〇六五〇、字西ケ迫一〇六五九、一〇六六一、字高手一〇六六二、一〇六六三、字栗ケ迫一〇六六七

二 指定の目的

三 水源の涵養  
指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第六十号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十五条第一項の規定による公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

令和五年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 公共下水道の名称  
周防大島町特定環境保全公共下水道
- 二 工事の内容及び区域又は区間

内 容	区 域 又 は 区 間
幹線管渠	大島郡周防大島町大字久賀字新開五一〇の二地先から同郡同町同大字字堅小路西四四一三の三地先まで

- 三 工事の完了の日  
令和五年二月十七日



(一八) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和五年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
下関市吉田土地改良区	理 事	藤岡 正美	下関市大字吉田地方二六一一
〃	〃	河田 美年	大字吉田一三〇六
〃	〃	藤田 優	〃 三八五
〃	〃	平田 利明	〃 一七八〇
〃	〃	中野 勝正	大字吉田地方一五九
〃	〃	波多野則男	〃 二四四一
〃	〃	藤村 洋子	〃 一八五九の二
〃	監 事	川岡 康男	〃 二〇〇九
〃	〃	太田 浩治	大字吉田一〇一九の一〇
〃	〃	野上 晋介	王司本町四丁目三番二六号

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
下関市吉田土地改良区	理 事	藤岡 正美	下関市大字吉田地方二六一一
〃	〃	田中 秀雄	大字吉田八五四の一三
〃	〃	金子 善悟	大字吉田地方三〇七
〃	〃	河田 美年	大字吉田一三〇六
〃	〃	上田 和也	大字吉田地方二八三一
〃	〃	藤田 優	大字吉田三八五
〃	〃	平田 利明	〃 一七八〇
〃	監 事	川岡 康男	大字吉田地方二〇〇九
〃	〃	松本 幹夫	〃 一一一八

(一九) 林業種苗生産事業者講習会の開催  
林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号) 第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

令和五年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 講習の対象となる者  
林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者
- 二 講習会の日時及び場所

(一) 日時

令和五年三月十七日(金曜日) 午前九時から

(二) 場所

山口市宮野上一七六八番地の一 山口県農林総合技術センター林業技術部

三 講習の科目及び時間

科 目	時 間
種苗に関する法令	二
種苗の産地及び系統	二
種苗の生産技術	二

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五号)第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙を貼って、住所地を所管する農林水産事務所又は農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

令和五年三月十日(金曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課(電話〇八三一九三三―三四八五)又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所によること。

(二〇) 山陽小野田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和五年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
山陽小野田都市計画下水道山陽小野田市公共下水道
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課

(二一) 山陽小野田都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画ごみ焼却場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和五年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
山陽小野田都市計画ごみ焼却場一山陽小野田市環境衛生センター
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課



公 告

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第  
三百七十二号）の規定が適用される契約について、次のとおり公募型ポータル方式  
に係る手続を開始します。

令和五年二月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 業務の概要

(一) 業務名

山口県立学校ICT支援員派遣業務

(二) 業務内容

応募要項及び仕様書による。

(三) 契約期間

令和五年五月一日から令和六年三月三十一日まで

二 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第16号。以下「政令」という。）第百六  
十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競  
争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使  
用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業  
務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並  
びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九  
号）に基づく資格審査において、コンピュータサービスについて業務の委託の特A  
の等級に格付されている者であること。

(四) この手続の開始の日から令和五年三月二十三日までの間のいずれの日においても  
業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受  
けていないこと。

三 手続等

(一) 応募要項の配布

令和五年二月十七日午前九時から同年三月二十三日午後五時まで、山口県教育庁  
教育政策課のホームページの「山口県立学校ICT支援員派遣業務に係る公募型プ  
ータル方式の実施について」に掲載することにより行う。

(二) 参加表明書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法

持参し、又は山口県教育庁教育政策課へ事前に連絡のうえ、郵送し、若しくは  
電子メールにより提出すること。

2 提出先

山口県教育庁教育政策課

3 受領期限

令和五年三月十六日午後五時

(三) 企画提案書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法

持参し、又は山口県教育庁教育政策課へ事前に連絡のうえ郵送すること。

2 提出先

山口県教育庁教育政策課

3 受領期限

令和五年三月二十三日午後五時

(四) 審査

審査は、次の審査委員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を令和  
五年三月下旬に行う。

道免 憲司

片山 勉

梅田 憲和

山本 朋宏

山田 芳彦

四 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書作成の要否

要

(四) 参加表明書の提出時において二の(三)の要件を満たしていない者については、令和  
五年三月三十日までにこれを満たすことをもって足りる。

(五) この手続の開始後に、二の(三)に掲げる資格の申請をする場合は、令和五年三月二  
十三日午後五時までに山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三―三九一五）  
に申請書を提出すること。

- (六) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (七) 詳細については、山口県教育庁教育政策課（電話〇八三一九三三―四四九三）に問い合わせる。]

五 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Dispatching ICT support staff to Yamaguchi prefectural schools
- (2) Deadline to express interests: 5:00 P.M. March 16, 2023
- (3) Deadline to submit proposals: 5:00 P.M. March 23, 2023
- (4) Delivery Place: The place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-4493)



山口県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年二月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
秋みきご後援会	秋月美佐子	秋月 徹	下関市菊川町大字上田部210の21		令和4、2
木原大介後援会	西原 篤志	櫻井 達志	宇部市草江3丁目4番22-6号		〃 /
山陽小野田の新たな力を創る会	花本 敏夫	花本 敏夫	山陽小野田市大字郡4042		〃 8
中村かずゆき後援会	中村 一幸	中村美智子	熊毛郡平生町大野南628の8		〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年二月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
公明党山口総支部	猶野 克	事務所	宇部市錦町5番5号	宇部市中尾1丁目7番8号	令和4、1
自由民主党光支部	河野 亨	〃	光市中村町27番10号	光市虹ヶ丘1丁目10番18号	〃 12 〃
自由民主党山口県光市第一支部	〃	〃	〃	〃	〃 〃 〃
自由民主党山口支部	渡辺 純忠	代表者	渡辺 純忠	藏成 幹也	〃 7、23
立憲民主党山口県第2区総支部	小田村克彦	事務所	岩国市山西3丁目3番54号	柳井市市伊陸5258	〃 12、1
浅田徹後援会	田中 輝明	〃	宇部市南浜町2丁目4番2号	宇部市西宇部北3丁目1番14号	〃 〃 10
五十嵐仁美後援会	西村 洋一	代表者	西村 洋一	原田 忠良	〃 〃 /
		会計責任者	岡本 公一	松本 隆	
いそべとしえの会	山下 和恵	事務所	宇部市徳山町2丁目5番68号	萩市大字椿東2540の1	〃 9 〃
		名称	いそべとしえの会	磯部登志恵の会	
河野とおる後援会	河野 亨	代表者	井上 愛	伊藤 愛里	〃 11、7
		事務所	光市中村町27番10号	光市虹ヶ丘1丁目10番18号	

幸福実現党下関後援会	井上 愛	会計責任者	〃	〃	〃	8、1
とさわら直也後援会	笹村 直也	事務所	萩市大字土原2820の5	萩市大字津守町5	〃	〃 12
なおの克後援会	猪野 克	〃	宇部市錦町5番5号	宇部市今村北2丁目2番10号	〃	〃 9

**山口県選挙管理委員会告示第十号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年二月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
相原重海後援会	河本 勝文	古泉 直紀	熊毛郡上関町大字室津6700の4	令和4、12、21
高田悦子後援会	高田 悦子	高田 慎二	下松市東陽3丁目9番4号	〃 11、28

**山口県選挙管理委員会告示第十一号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年二月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体の主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備付年月日
秋月美佐子	下関市議会議員	秋月みさこ後援会	下関市新川町大字上田部2100の21	秋月美佐子	令和4、10、31

**山口県選挙管理委員会告示第十二号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年二月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出事項を異動した者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	備付年月日
笹村 直也	とさわら直也後援会	事務所	新 萩市大字土原2820の5 旧 萩市大字津守町5	令和4、12、1
猪野 克	なおの克後援会	〃	宇部市錦町5番5号 宇部市今村北2丁目2番10号	〃 9

**山口県選挙管理委員会告示第十三号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年二月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備付年月日 (資金管理団体でなく なつた年月日)
高田 悦子	高田悦子後援会	令和4、11、28



正 誤

令和四年十一月一日山口県告示第三百三十七号（特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正）

ページ	段	行
-----	---	---

令和五年二月十七日印刷  
 令和五年二月十七日発行

発行人所

山口県知事庁

八	上	一五〇一九
誤		
山口市南部・阿知須きらら浜特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分 中「令和十一年十月三十一日」を「令和十四年十月三十一日」に改める。 山口市南部・阿知須きらら浜特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特 定猟具の種類に関する部分中「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事 務所」に改める。		
正		
山口市南部・阿知須きらら浜特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分 中「令和十一年十月三十一日」を「令和十四年十月三十一日」に改める。		